

平成 30 年 7 月 16 日

神戸市いじめ問題再調査委員会の今後の運営についての申入れ

神戸市長 久元喜造

神戸市いじめ問題再調査委員会は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)及びいじめ防止等のための基本的な方針(平成 25 年 10 月文部科学大臣決定、平成 29 年 3 月改定)、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省、以下「ガイドライン」という。)により、中立・公平・公正に運営されるものと思料しておりますが、以下の事項について、ご配慮いただきますよう申し入れます。

記

1. 公開・非公開の取扱い

神戸市いじめ問題再調査委員会設置規則(平成 30 年規則第 8 号。以下「規則」という。)第 9 条により、委員会の公開・非公開は委員会において決定されますが、その決定にあたりましては、附属機関に関する指針において「附属機関の会議は、神戸市情報公開条例第 10 条各号のいずれかに該当する情報に関し審議する場合を除き、公開しなければならない。」と規定されていることから、神戸市情報公開条例(平成 13 年条例第 29 号)第 10 条各号のいずれかに該当するかどうかをご審議いただいたうえで、適正にご判断ください。

2. ご遺族への対応

ガイドラインに沿って、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等を説明するなど、ご遺族に寄り添った対応に努めてください。

3. 報道機関へのブリーフィング

委員会における調査の透明性を高めて中立性・公平性を担保するため、公開・非公開について適正に判断されたうえで、委員会開催後には報道機関へのブリーフィングを行うなど委員会自らが情報提供に努めてください。

4. 調査補助員の活用

規則第 3 条第 2 項により、委員会に調査補助員を置くことができるとされていますが、委員会における調査の迅速化を図るため、調査補助員を活用してください。

5. 委員会庶務としての市職員の関与のあり方

規則第 10 条により、委員会の庶務は神戸市子ども家庭局子ども企画育成部子ども青少年課において処理することとされていますが、委員会における調査の中立性・公平性を担保するため、委員会庶務としての市職員の関与は、委員会開催の日程調整、会場の確保、議事録の作成事務、委員報酬等の支出など、可能なかぎり限定したものとしてください。